

石川県公報

令和4年7月1日(金曜日)

号 外

(第63号)

目 次

規 則	訓 令
○知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則 (行政経営課) 1	○副知事の担任事項に関する規程 (行政経営課) 1

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則をここに公布する。

令和四年七月一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十八号

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事徳田博

第二順位 副知事西垣淳子

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

石川県訓令第15号

庁 中 一 般
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程を次のように定める。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

副知事の担任事項に関する規程

(担任事項)

第1条 副知事は、県政の執行について相互に協力するものとし、その担任事項は、次のとおりとする。

(1) 共管事項

ア 県政の総合的な企画及び調整に関する事項

イ 人事、行財政改革及び予算編成に関する事項

ウ 危機管理に関する事項

エ その他知事が指定する事項

(2) 副知事徳田博の担任事項

ア 県政の総括に関する事項

イ 総務部に関する事項

ウ 企画振興部に関する事項

- エ 観光戦略推進部に関する事項
- オ 競馬事業局に関する事項
- カ 土木部に関する事項
- キ 各行政委員会との連絡調整に関する事項
- ク その他知事が指示する事項

(3) 副知事西垣淳子の担任事項

- ア 危機管理監室に関する事項
- イ 県民文化スポーツ部に関する事項
- ウ 健康福祉部に関する事項
- エ 生活環境部に関する事項
- オ 商工労働部に関する事項
- カ 農林水産部に関する事項
- キ 出納に関する事項
- ク その他知事が指示する事項

(担任の特例)

第2条 副知事のうちいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事はその担任事項を担任する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。